特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	児童扶養手当に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
石巻市は、評価対象の事務において特定個人情報保護ファイルを取扱うに際し、個人のプライバシー等の権利利益に影響を与えうる特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを認識し、このような危険性を低減させるために適切な措置を講じ、これをもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
石巻市長

公表日
令和5年12月25日

［平成31年1月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	児童扶養手当法等の規定に基づき、各種申請・届出に伴う対象者の資格管理、現況届受付、支払管理、統計処理等を行う。 特定個人情報ファイルは，以下の場合に使用する。 ①児童扶養手当受給者等の資格確認 ②児童扶養手当受給者等の現況届の受付・審査 ③児童扶養手当受給者への支払情報の管理 ④児童扶養手当に関する統計処理の実施
③システムの名称	児童扶養手当ユニット

2. 特定個人情報ファイル名
児童扶養手当受給者ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項　別表第一第37項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[　　実施する　　]　　＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の以下の項 　第13，16，26，30，47，64，65，87，106，116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10－3，12，19，35，36，44，59－2条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の以下の項 　第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部子育て支援課
②所属長の役職名	子育て支援課長

6. 他の評価実施機関
－

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課　住所：石巻市穀町14番1号　電話番号：0225-95-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保健福祉部子育て支援課　住所：石巻市穀町14番1号　電話番号：0225-95-1111

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年10月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない（入手）	[ ]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検	[ ] 内部監査 [ ] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月27日	Ⅰ　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長	子育て支援課長　　道家　由美子	子育て支援課長　　佐藤　佐智子	事後	
平成31年2月1日	Ⅰ　5. 評価実施機関における担当部署　②所属長の役職名	子育て支援課長　　佐藤　佐智子	子育て支援課長	事後	
令和2年4月24日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の以下の項 第13，16，26，57，64，65，87，116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31，36条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の以下の項 第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の以下の項 第13，16，26，30，47，64，65，87，106，116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10－3，12，19，35，36，44，59－2条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の以下の項 第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年3月27日時点	事後	
令和2年4月24日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	平成31年1月1日　時点	令和2年3月27日時点	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ　4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②法令上の根拠	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の以下の項 第13，16，26，30，47，64，65，87，106，116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10－3，12，19，35，36，44，59－2条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第7号　別表第二の以下の項 第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条	（情報提供の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の以下の項 第13，16，26，30，47，64，65，87，106，116項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10－3，12，19，35，36，44，59－2条 （情報照会の根拠） ・番号法第19条第8号　別表第二の以下の項 第57項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第31条	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和2年3月27日時点	令和3年10月31日時点	事後	
令和3年11月10日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和2年3月27日時点	令和3年10月31日時点	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ　5. 評価実施機関における担当部署　①部署	福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	
令和4年4月1日	Ⅰ　8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ　連	福祉部子育て支援課	保健福祉部子育て支援課	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	
令和4年11月9日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和3年10月31日時点	令和4年10月31日時点	事後	
令和5年11月21日	Ⅱ　1. 対象人数　いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	
令和5年11月21日	Ⅱ　2. 取扱者数　いつ時点の計数か	令和4年10月31日時点	令和5年10月31日時点	事後	